

附 則

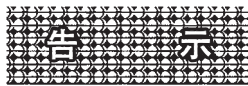
(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項及び第3項の改正規定並びに様式第5号及び様式第6号の改正規定は、同月19日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に一般国道18号(県道長野上田線との交差点(上田市小泉2749番5地先)から坂城町道A05号線との交差点(埴科郡坂城町大字南条7717番42地先)まで(バイパス)の区間に限る。)、県道松本環状高家線(松本市道7186号線との交差点から県道新田松本線との交差点までの区間に限る。)、県道伊那インター線、須坂市道本郷松川線、須坂市道坂田原砂田線又は須坂市道本郷宮原滝ノ入線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第144号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月25日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

前弧川沢、前弧川沢2、山吹沢、新町沢、新町沢2、大久保沢、小久保沢、咽入沢、福沢川、鋳物師沢、毒沢、毒沢2、山の神沢及び山の神沢2

2 指定の区域

諏訪郡下諏訪町及び岡谷市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月25日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

前弧川沢、前弧川沢2、山吹沢、新町沢、新町沢2、大久保沢、小久保沢、咽入沢、福沢川、鋳物師沢、毒沢2及び山の神沢2

2 指定の区域

諏訪郡下諏訪町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第146号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月25日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

東山田2、東山田3、星ヶ丘第一3、社ヶ丘2、社ヶ丘3、社ヶ丘4、社ヶ丘、星ヶ丘2、星ヶ丘3、注連掛(1)、星ヶ丘第一(1)、星ヶ丘第一、星ヶ丘(1)、落合(1)、落合12、落合4、落合(2)、落合16、落合7、落合2、落合17、落合(3)、落合20、落合21、東町中二(1)、東町中二2、山の神、山の神2、東町(1)、東町3、東町4、東町5、東町6、東町8、東町9、東町2号2、東町2号及び東町2号3

2 指定の区域

諏訪郡下諏訪町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第147号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月25日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

東山田2、東山田3、星ヶ丘第一3、社ヶ丘2、社ヶ丘3、社ヶ丘、星ヶ丘2、星ヶ丘3、注連掛(1)、星ヶ丘第一(1)、星ヶ丘(1)、落合(1)、落合12、落合4、落合(2)、落合7、落合2、落合(3)、東町中二(1)、山の神、東町(1)、東町3、東町4、東町5、東町6、東町8、東町9及び東町2号2

2 指定の区域

諏訪郡下諏訪町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第148号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月25日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

ぼくめき、役人平、月夜平(1)A、月夜平(1)B、月夜平(2)A、月夜平(2)B、小胡桃原A、小胡桃原B、観音沢、正木、松の木坂A、松の木坂B、本坂、学校上、上平東ひら、上平A、上平B、上平C、駒場、下平ひら、唐沢、羽根A、羽根B、羽根C、市場(1)、市場(2)及び間ヶ沢

2 指定の区域

下伊那郡高森町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第149号

平成19年長野県告示第297号(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定による中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定)の一部を次のとおり改正します。

平成22年3月25日

長野県知事 村井 仁

2中「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

建築指導課

長野県議会告示第1号

政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程(平成7年長野県議会告示第1号)の一部を次のように改正します。

平成22年3月25日

長野県議会議長 寺島 義幸

第4条中「)」を「) 第8条の4第1項の上場株式等に係る配当所得の金額、同法)」に改める。

様式第2号中

先物取引の事業・雑所得

を

上場株式等の配当所得		
先物取引の事業・雑所得		

に改める。

総務課

長野県教育委員会告示第2号

文化財保護条例(昭和50年長野県条例44号)第4条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定します。

平成22年3月25日

長野県教育委員会

名称	員数等	所在地	所有者の住所及び氏名又は名称
光輪寺薬師堂	1棟 棟札1枚 宮殿1基	東筑摩郡朝日村大字西洗馬729番地	東筑摩郡朝日村大字西洗馬796番地 光輪寺
紙本墨画淡彩 隻履達磨図	1幅	下伊那郡下條村陽阜4616番地	下伊那郡下條村陽阜4616番地 龍嶽寺

文化財・生涯学習課